

コミュニティ・スクールについて

(概要や導入状況等)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
 - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
 - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

法律に基づくコミュニティ・スクールについて

【学校運営協議会の主な機能・権限】 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会の委員

1. 当事者性

- ボランティアではなく、**特別職の非常勤職員として任命されるため、有償**となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、**当事者として**、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。
（学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置）

2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する**自立した合議体**であることにより、委員と教職員とが**対等な立場**で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、**学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任**を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、**学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）について責任**をもって取り組む。

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における 教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の 複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**



地域



学校

- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
 - ◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部
- 地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進**



【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



協議事項例



- ・教育課程の編成に関する事
- ・学校の働き方改革に関する事
- ・学校施設の活用に関する事
- ・放課後児童対策に関する事
- ・家庭教育支援に関する事
- ・学校図書館に関する事
- ・学校安全に関する事
- ・日本語教育支援に関する事
- ・児童生徒の学力及び学習習慣・生活習慣の状況に関する事
- ・学校の適正規模・適正配置に関する事
- ・学校評価に関する事
- ・不登校対策等の生徒指導上の課題解決に関する事
- ・特別支援教育の推進に関する事
- ・部活動の地域展開等に関する事
- ・地域の教育機関、社会教育施設、民間企業、団体等との連携に関する事

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



うち、小・中・義務教育学校



導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部

公立学校の整備校数



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和7年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園 2,258園	388園 353園	18.6% 15.6%	568園 557園	27.2% 24.7%
小学校	18,073校 18,291校	12,979校 12,001校	71.8% 65.6%	14,235校 13,793校	78.8% 75.4%
中学校	8,906校 8,951校	6,303校 5,761校	70.8% 64.4%	6,633校 6,481校	74.5% 72.4%
義務教育学校	254校 232校	206校 180校	81.1% 77.6%	215校 186校	84.6% 80.2%
高等学校	3,423校 3,437校	1,490校 1,281校	43.5% 37.3%	759校 652校	22.2% 19.0%
中等教育学校	35校 35校	9校 8校	25.7% 22.9%	5校 3校	14.3% 8.6%
特別支援学校	1,134校 1,130校	634校 569校	55.9% 50.4%	278校 263校	24.5% 23.3%
合計	33,910校 34,334校	22,009校 20,153校	64.9% 58.7%	22,693校 21,935校	66.9% 63.9%

※下段は令和6年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和7年5月1日
時点

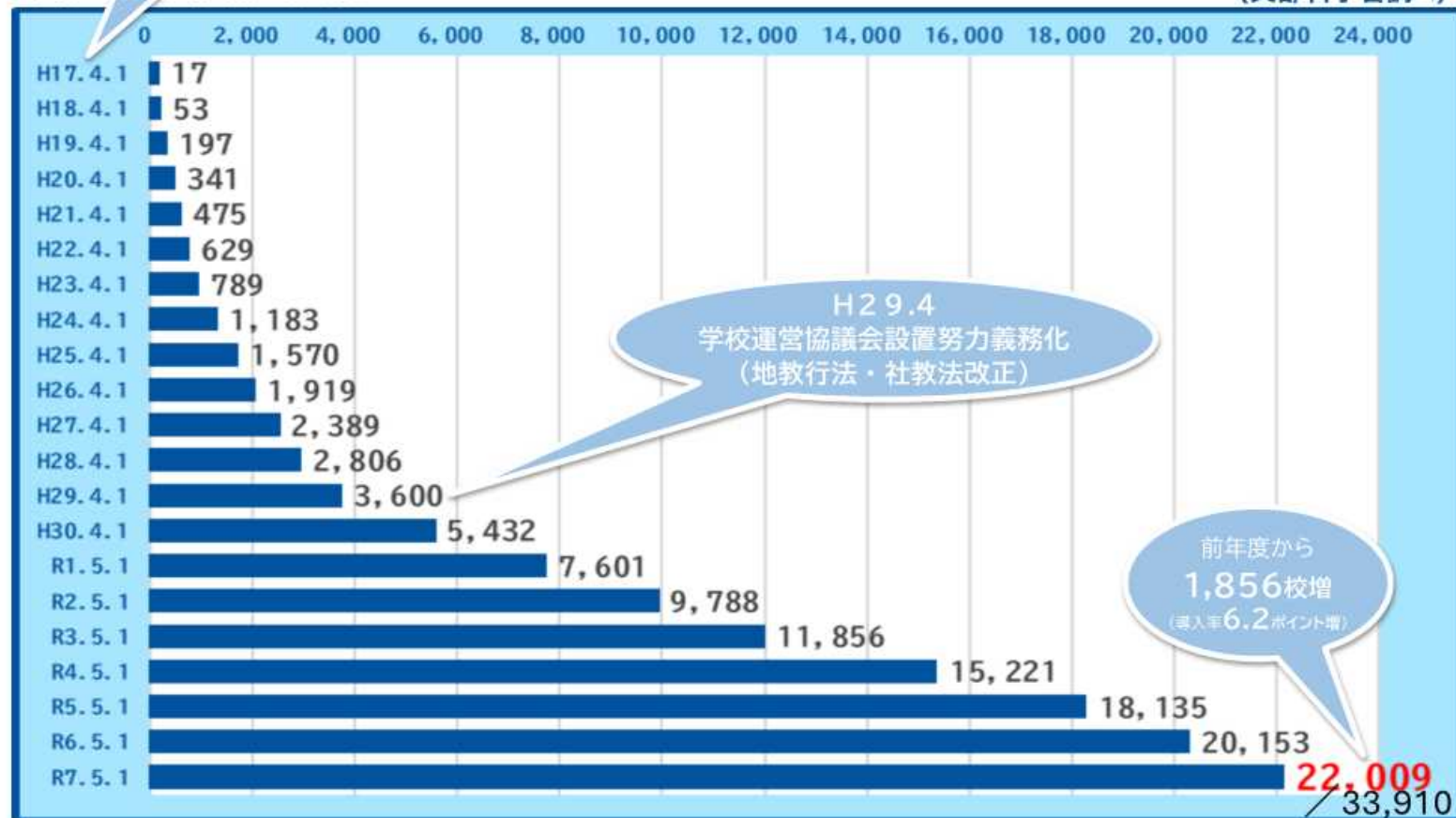
H16.9
学校運営協議会制度創設
(地教行法改正)

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910 校
(学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数

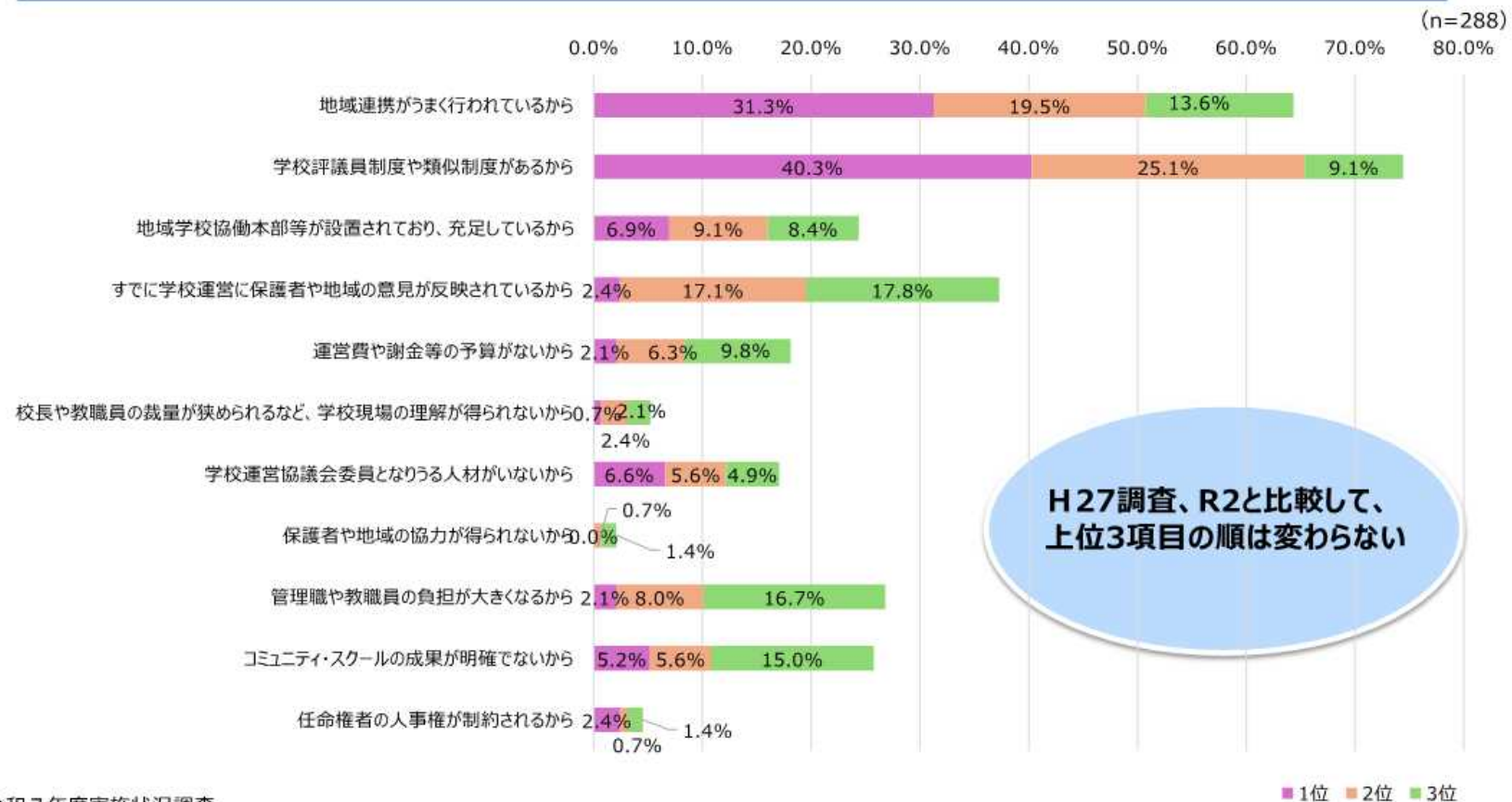
(文部科学省調べ)



コミュニティ・スクール未導入の理由

令和7年5月1日
時点

- 学校運営協議会を設置していない教育委員会に対し、コミュニティ・スクールを導入していない理由を調査。
- 全国的に、コミュニティ・スクールを導入していない教育委員会では、学校評議員制度など既存制度の存在や地域連携の充実が主な理由であり、予算不足や管理職・教職員の負担、導入効果の不明確さは一部の教育委員会で導入を妨げる要因となっている。



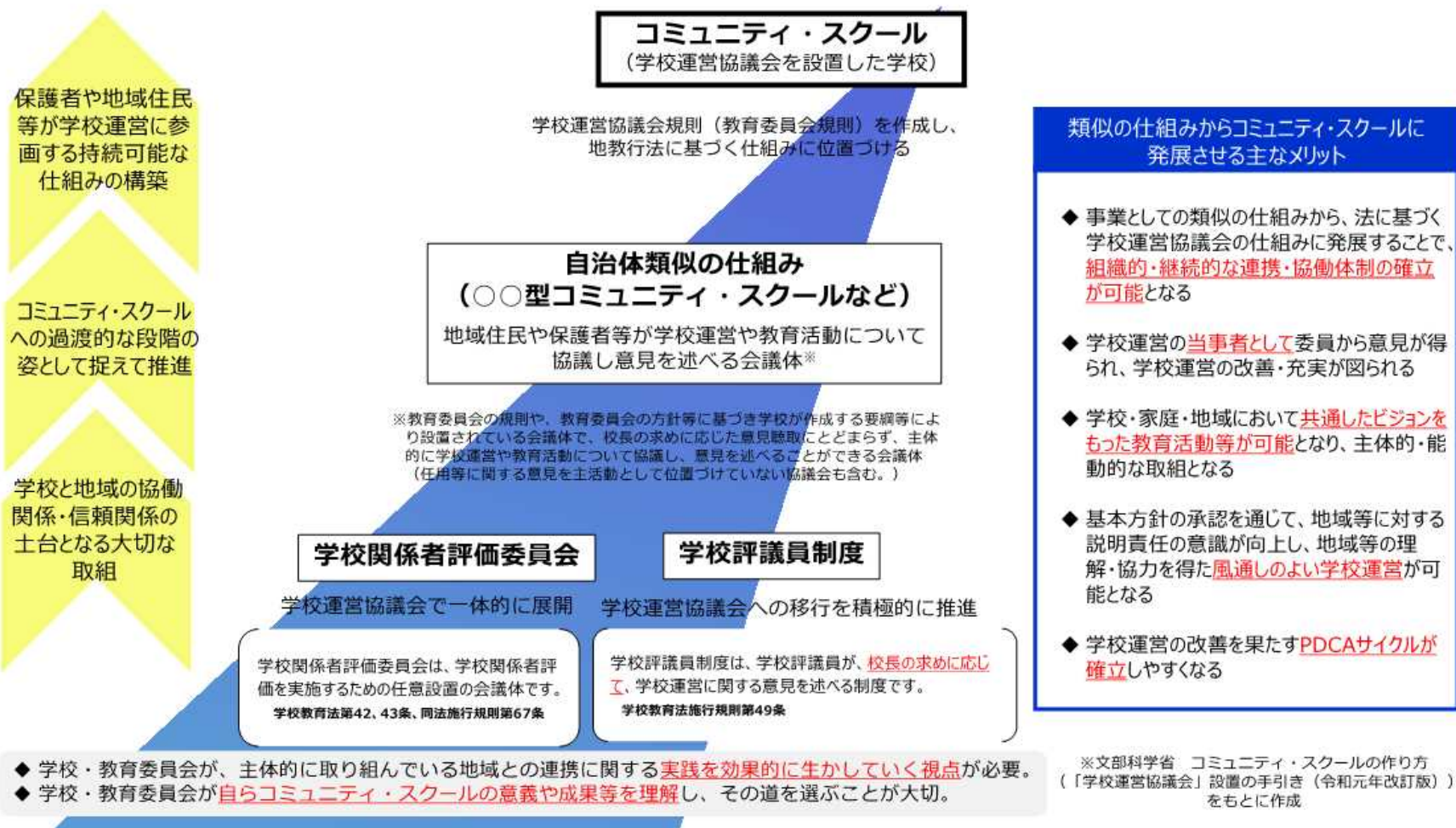
※令和7年度実施状況調査

(令和2年、平成27年は「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」で実施)

既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。



地域学校協働活動について

(概要)

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など

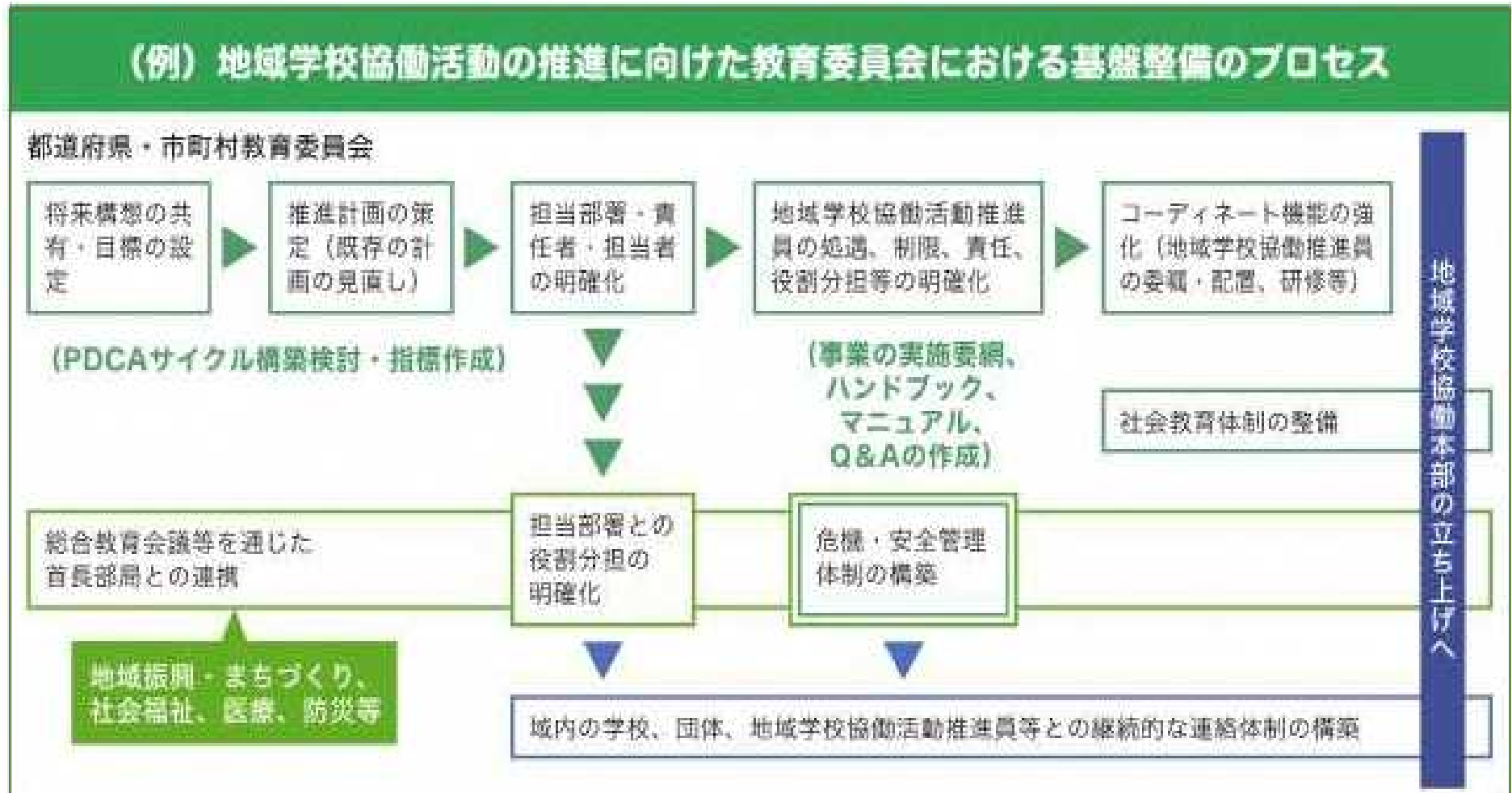


地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



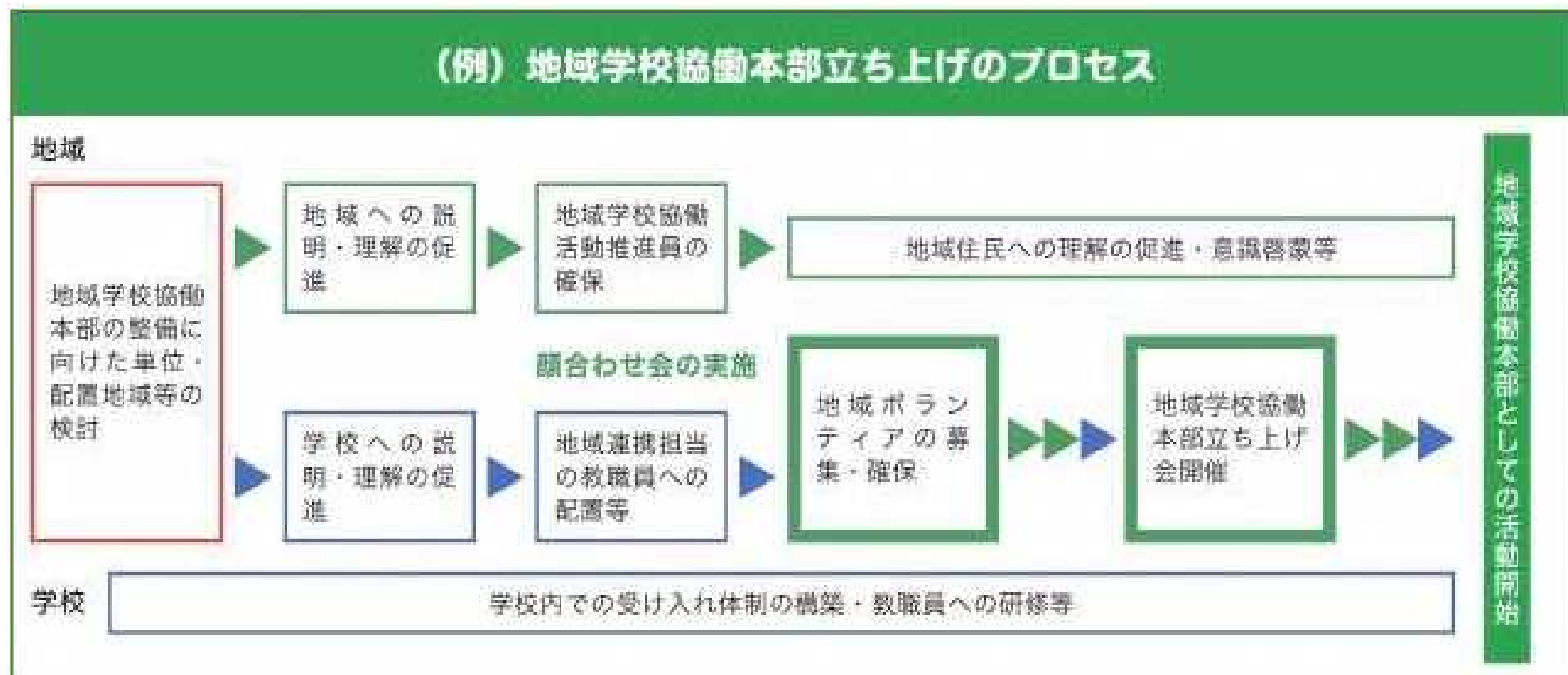
地域学校協働活動の導入プロセス



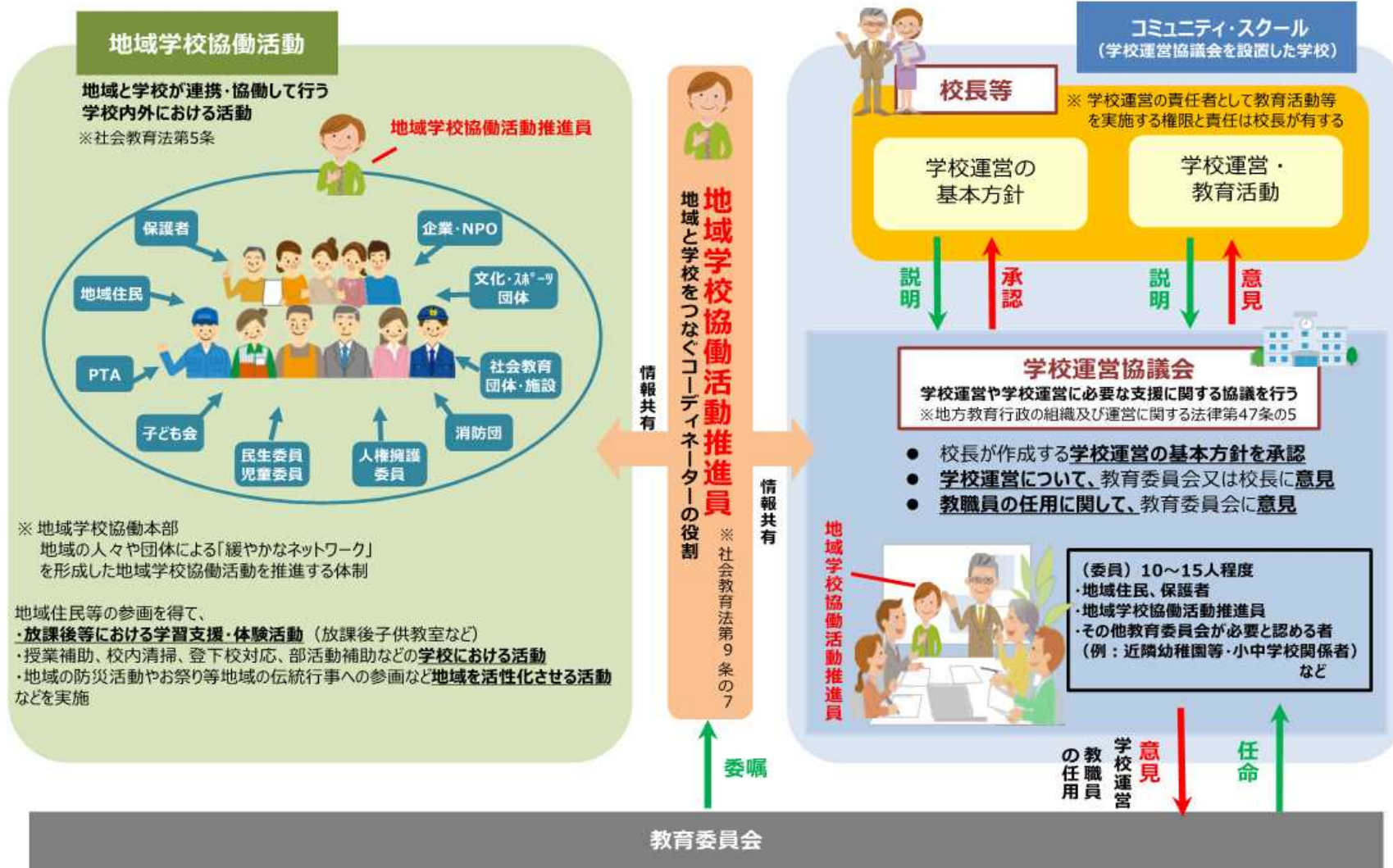
文部科学省編「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(R8.3)より

地域学校協働本部の導入プロセス

活動が進むと、コーディネート機能、多様な活用、継続的な活動の3機能をもった地域のネットワークが構築され、地域学校協働本部への展開が期待される。



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省「260423コミュニティ・スクール関係課説明会資料(文部科学省)」より

参考

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正（平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組み
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

（5つの基本的な方針）

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

（略）

○ あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、**保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進する**とともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

（略）

○ このため、**地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成**とともに、前述した**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進**する。その際、**学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図る**ことにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む**地域とともにある学校づくり**を推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る**学校を核とした地域づくり**を推進する。

（略）

【指標】

- ・**コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加**
- ・**地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加**
- ・**学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加**
- ・**コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加**
- ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
- ・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

- 第四十七条の五 教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 **対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。
- 6 **学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**
- 7 **学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。**この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のHPに掲載

文部科学省の専用ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」では、

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の関連情報**（各種法令、通知等を含む）
- 全国の**取組事例**（文部科学大臣表彰の被表彰事例など）
- 全国の企業や団体等の出前授業などの**教育プログラム**（「土曜学習応援団」）

など、行政・学校・地域の関係者ごとに、必要な情報を掲載しています



アクセスは、下記QRコードから



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “学び未来” で検索